

公告前建築等承認申請

羽生市
まちづくり政策課
令和6年4月1日
提出部数:2部

法第37条第1項

No.	添付書類等	注意点等	備考
1	公告前建築等承認申請書	申請者の住所欄は、住民票上の住所を記入	
2	委任状 ※代理者が行う場合	代理者の住所・氏名・電話・FAX番号を明記 ※申請者の押印要	任意様式
3	開発行為許可通知書の写し		
4	工事着手届出書の写し	(着手届と同時申請の場合は不要)	
5	理由書	申請書の「申請の理由」欄で不十分な場合	
6	都市計画図の写し [位置図でも可]	位置、方位、縮尺を明記	
7	建築物配置図 [土地利用計画図]	区域朱書き、方位、縮尺、道路【国県市道の種別・認定番号・幅員・建築基準法上の道路の取扱い種別を明記】、予定建築物・既存建築物等の用途、【除却建築物も明記】、排水系統を明記【汚水・雑排水・雨水等；凡例等にまとめ區別、桝・排水管の径、泥溜寸法、管種明記、新設・既設の區別、浄化槽の人数、道路占用許可・排水放流承認等の日付と番号を明記、盛土・切土の有無を明記、給水計画明記【自己居住用は不要】	
8	工事工程表	工事名称を明記、開発工事と建築工事について	
9	工事写真 [全景及び境界杭]	全景には「開発行為の許可標識」を入れ撮影、境界杭を撮影し、その位置を配置図に明記	
10	その他許可権者が必要と認める書類		

※各種図面等については、設計者の記名をすること

開発許可事項変更許可申請

羽生市
まちづくり政策課
令和6年4月1日
提出部数:2部

法第35条の2第1項

No.	添付書類等	注意点等	備考
1	開発許可事項変更許可申請書	申請者の住所欄は、住民票上の住所を記入	
2	委任状 ※代理者が行う場合	代理者の住所・氏名・電話・FAX番号を明記 ※申請者の押印要	
3	開発行為許可通知書の写し		
4	理由書	申請書の「申請の理由」欄で不十分な場合、経緯等を具体的に記入	
5	変更事項一覧表	変更点が多く、理由書では不十分な場合	
6	公共施設の管理者の同意書(法第32条の同意) ※国県道に接する場合	開発区域の変更や排水先の変更等の変更許可申請をする場合:公共施設管理者の同意が必要と判断した場合【国県道の場合は、行田県土整備事務所】	
7	公共施設の管理者との協議書(法第32条に基づく協議)	※変更許可の申請書類とは別にして提出 【新たに設置される公共施設の管理・帰属等について協議を行った場合】	※添付書類有
8	都市計画図の写し(位置図でも可)	位置、方位、縮尺を明記	
9	建築物配置図(土地利用計画図) ◀変更前・変更後と記入、変更箇所を色分け▶	区域朱書き、方位、縮尺、道路【国県市道の種別・認定番号・幅員・建築基準法上の道路の取扱い種別を明記】、予定建築物・既存建築物等の用途、【除却建築物も明記】、排水系統を明記【汚水・雑排水・雨水等；凡例等にまとめ區別、桝・排水管の径、泥溜寸法、管種明記、新設・既設の區別、浄化槽の人数、道路占用許可・排水放流承認等の日付と番号を明記、盛土・切土の有無を明記、給水計画明記【自己居住用は不要】	
10	変更部分の前後が対照できる図面	当初許可内容から内容が変更された図面をすべて提示すること 【構造や寸法・施工位置等、すべての変更点について明記し、カクワ等も変更前・後で添付すること】	
11	関係機関の許認可の写し	各許認可に変更が生じる場合【変更前後で添付】	
12	その他許可権者が必要と認める書類	変更内容によって必要と認める書類が異なる(例えば、区域の変更がある場合は、登記事項証明・公図の写し・権利者の同意書・印鑑証明書等)	

※各種図面等については、設計者の記名をすること

※各案件の変更内容によっては、手続きが異なる場合があります。必ず、事前相談されるようにして下さい。
なお、変更箇所については、軽微な設計変更でも変更許可申請が必要になります。